○千葉県千葉リハビリテーションセンター管理規則（平成三年千葉県規則第十号）　新旧対照表

改正後	改正前
千葉県総合リハビリテーションセンター管理規則	千葉県千葉リハビリテーションセンター管理規則
（趣旨） 第一条　この規則は、千葉県総合リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第七条第二項及び第十四条の規定により、千葉県総合リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。	（趣旨） 第一条　この規則は、千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例（昭和五十五年千葉県条例第三十八号。以下「条例」という。）第七条第二項及び第十四条の規定により、千葉県千葉リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
（指定管理者の指定の告示） 第二条　知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。	（指定管理者の指定の告示） 第二条　知事は、条例第四条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。
（休診日及び診療時間） 第三条　センターの休診日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　日曜日 二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2　センターの診療時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　月曜日から金曜日まで　午前九時から午後五時まで 二　土曜日　午前九時から正午まで 3　指定管理者は、前各項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、知事の承認を得てこれを変更することができる。	（休診日及び診療時間） 第三条　センターの休診日は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　日曜日 二　国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日 三　十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。） 2　センターの診療時間は、次の各号に掲げるとおりとする。 一　月曜日から金曜日まで　午前九時から午後五時まで 二　土曜日　午前九時から正午まで 3　指定管理者は、前各項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、知事の承認を得てこれを変更することができる。
（知事が管理する場合の特例） 第四条　条例第十三条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部	（知事が管理する場合の特例） 第四条　条例第十三条第一項の規定により知事がセンターの管理の業務の全部

又は一部を行う場合において、当該業務に前条第三項に規定する業務が含まれるときにおける同条の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「知事の承認を得てこれを」とあるのは「これを」とする。 （補則） 第五条　この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は知事が定める。	又は一部を行う場合において、当該業務に前条第三項に規定する業務が含まれるときにおける同条の規定の適用については、同項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「知事の承認を得てこれを」とあるのは「これを」とする。 （補則） 第五条　この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は知事が定める。